WestlawJapan 法令あらまし

【法令名】

○ 平成二十二年十月十八日から同月二十五日までの間の豪雨による鹿児島県奄美市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対 し適用すべき措置の指定に関する政令

【掲載官報】	平成 22 年 11 月 25 日 本紙第 5444 号 3 ページ
【法令番号】	平成 22 年 11 月 25 日 政令第 231 号
【管轄省庁】	内閣府本府
【施行期日】	公布の日(平成 22 年 11 月 25 日)から施行
【制定の根拠】	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第2条第1項及び第2項、第
	3条第1項、第4条第1項並びに第24条第1項
【法令のあらまし】	① 平成22年10月18日から同月25日までの間の豪雨による鹿児島県奄美市等の区域に係る災害を激甚災害として指
	定する。
	② 当該激甚災害に対し、次に掲げる措置を適用する。
	1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
	2 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
	3 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
【改正される法令】	なし